社会福祉法人の新会計基準(案)について (H22.12)

平成22年12月現在の状況を記載した資料であり、未確定事項も含まれる。

社会福祉法人の新会計基準(案)について

平成22年12月8日

厚生労働省雇用均等·児童家庭局、社会·援護局、障害保健福祉部、老健局

目 次

1.新基準(案)を作成する背景と目的 2.新基準(案)の基本的な考え方	
3.新基準(案)の構成	
 4.新基準(案)における主な改正点(1)適用範囲の一元化(2)計算書類の簡素化(3)区分方法の変更(4)財務諸表等の作成(5)その他の主な変更点 	P 6 P 7 P 8 P 1 0 P 1 1
5.移行期間について	· · · · · · P 1 2
参考1.附属明細書の考え方・・・・・・	P 1 3
参考2.財務諸表注記の充実 ・・・・・・	P 1 4
参考3.「区分方法の変更」の事例による	る説明 ······P15
参考4.主な変更内容・・・・・・・	P 1 7
参考5.既存通知の取扱いの方向性・・・・	P 2 2

1.新基準(案)を作成する背景と目的

会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、 簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(案)(以下、「新基準(案)」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準(案)の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20.4~H22.10 全23回)

委員:公認会計士、オブザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2.新基準(案)の基本的な考え方

社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業) を適用対象とする。

法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析が可能なものとするとともに、外部への情報公開も勘案した作りとする。

新基準(案)の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、 就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準 (平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

3.新基準(案)の構成

(1) 基準と注解 :会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例

(2) 運用指針 :会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない

様式例、勘定科目とその解説を示したもの。

(3) 運用指針 :従来の会計ルールから新会計基準へ移行するにあたっての取扱いを示したもの。

4.新基準(案)における主な改正点

(1)適用範囲の一元化

社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

現行基準

	7010 — 1		
	事業	原則	運用実態
社会福祉事業	会 就労支援事業を除く) て 福 保育所 の 社 その他児童福祉施設 社 会		社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営し ている法人は、当分の間、「経理規 程準則」によることができる)
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム	祉法人に	社会福祉法人会計基準による (指定特定施設の場合は、指導指 針が望ましい)
	特養等介護保険施設	会計基	指導指針が望ましい (会計基準によることができる)
	就労支援事業	準	就労支援会計処理基準による
	授産施設	を 適	授産施設会計基準による
重症心身障害	重症心身障害児施設	用	病院会計準則による
	訪問看護ステーション る	訪問看護会計・経理準則による	
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計·経理準則 による
	病院·診療所		病院会計準則による
公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うこと が可	
収益事業 一般に公正妥当と認められる の基準を適用		に公正妥当と認められる企業会計 準を適用	

新基準(案)

	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 候護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に新基 準を適用する
公益	事業	
収益	事業	

(2)計算書類の簡素化

現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成。 なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、 明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

現行基準

【計算書類(4種類)】

資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表 財産目録

+

その他の明細書等

(注)適用する各会計ルールにより、多種多様の 別表、明細表を作成する必要あり

新基準(案)

【財務諸表】

資金収支計算書 事業活動計算書 貸借対照表



財産目録

- ()附属明細書
- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準 (平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。

(3)区分方法の変更 ~拠点区分の考え方の導入~

法人全体の計算書類を以下の3つに分類。

法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

事業区分

・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

拠点区分

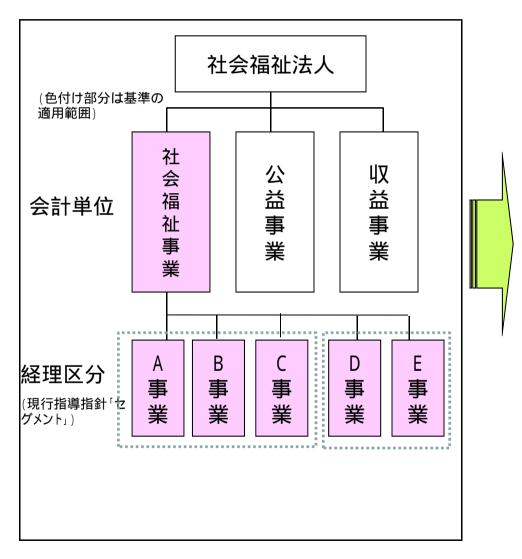
・事業区分を拠点(一体として運営される施設、事業所及び事務所)別に区分 (注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、 現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする。

サービス区分

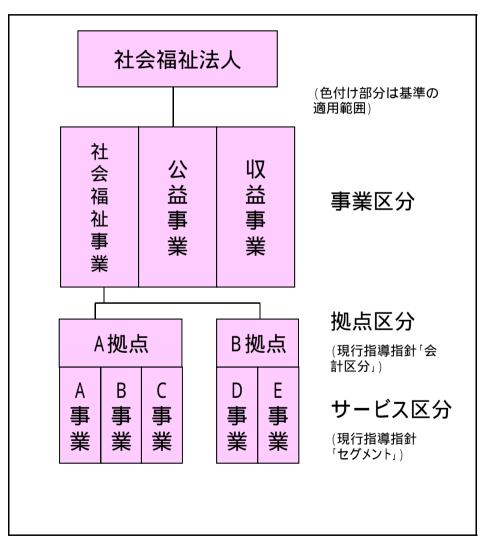
- ·その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護等)に区分 (注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いとする。
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書については、 その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを省略できる。
 - (注1)拠点区分事業活動明細書は経常増減差額までの表示で可。
 - (注2)介護老人福祉施設、障害福祉サービス事業所等では拠点区分事業活動明細書のみを作成し、 保育所、措置施設は拠点区分資金収支明細書のみを作成する。

(「区分方法の変更」イメージ)

現行基準



新基準(案)



(4)財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表 の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
法人全体(事業区分別)	第1号の2様式	第2号の2様式	第3号の2様式		左記様式では 事業区分間の 内部取引消去 を行う
事業区分(拠点区分別)	第1号の3様式	第2号の3様式	第3号の3様式		左記様式では 拠点区分間の 内部取引消去 を行う
拠点区分 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は 記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計をサービス別に区分表示)	基準別紙3	基準別紙4			基準別紙3では サービス区分間 の内部取引消 去を行う

- (注1)法人の事務負荷軽減のため、以下の場合は財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。
 - 1. 印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
 - 2. 印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
 - 3. 印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つ を省略できる。
- (注2)第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

(5)その他の主な変更点

基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

- → **基本金**は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための 基盤として収受した寄付金に限定。
- → **国庫補助金等特別積立金**は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱い を変更。

引当金の範囲

→ 徴収不能引当金、 賞与引当金、 退職給付引当金の3**種類と**する。

公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

→ **財務情報の透明性を向上させるため、**資産と負債に係る流動・固定の区分、 資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準 (平成20年4月)を参考に、**1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会 計などの会計手法を導入**する。

退職共済制度の取扱いの明確化

→ 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法 を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。

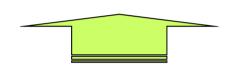
共同募金配分金等の取扱い

→ 会計処理方法を明確化。

5.移行期間について

<移行期間に関する方針>

- ・ 事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。
- ・ 平成25年度(予算)には全ての法人において移行する。



<理由>

- 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- · 一定の法人が先行的に移行することで、その他の法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した法 人の実務者が実例を講義・周知することにより、その他の法人においても、より円滑な移行が期 待できる。

参考1

附属明細書の考え方

現行基準に基づいて作成が求められている**各種の別表・附属明細表などを** 共通フォームに統一し、社会福祉法人に**必要な内容に整理**する。 **就労支援事業を行っている法人**は、**上記の他**、適正な工賃算定のために製造 原価などの**必要最小限の事項を明細書として作成**する。

現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など	
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表	
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等	
就労支援会 計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等	

新基準(案)

- (1)全事業に係る附属明細書
- ・基本財産およびその他の固定資産の明細書
- ・引当金の明細書
- ·拠点区分資金収支明細書
- ·拠点区分事業活動明細書
- ·借入金明細書
- ·寄附金収益明細書
- ·補助金等収益明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書
- ·事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)明細書
- ·基本金明細書
- ·国庫補助金等特別積立金明細書
- ·積立金·積立資産明細書
- ・サービス区分間資金移動明細書
- ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- (2)就労支援事業に係る附属明細書
- ·就労支援事業別事業活動明細書
- · 就労支援事業製造原価明細書
- ・販売費及び一般管理費明細書
- ·就労支援事業明細書

財務諸表注記の充実

現行基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、 経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、 「関連当事者との取引内容」等、8項目を追加し、15項目に拡充。 また、法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。 (下記 印の項目は拠点区分では記載不要)。

現行基準で規定する注記事項

重要な会計方針 重要な会計方針変更、その理由及 び影響額

基本財産の増減内容及び金額 基本金又は国庫補助金等特別積立 金の取崩し、その理由及び金額 担保に供されている資産の種類・金 額及び担保する債務の種類・金額 重要な後発事象の内容及び影響額 その他必要な事項

新基準(案)で新たに加えた注記事項

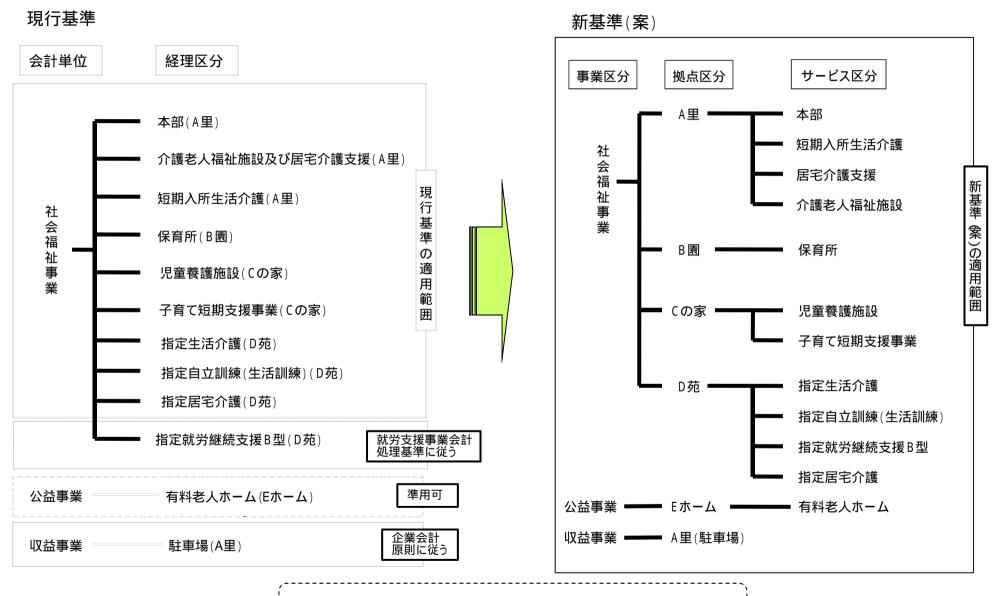
継続事業の前提に関する注記 法人で採用する退職給付制度 拠点区分・サービス区分の設定方法等 減価償却累計額を直接控除した場合は、 取得金額、減価償却累計額、当期末残高 徴収不能引当金を直接控除した場合は、 債権金額、徴収不能引当金当期末残高、 債権当期末残高

満期保有債券の帳簿価額、評価損益等 関連当事者との取引内容 重要な偶発債務



参考3 -

(「区分方法の変更」の事例による説明]



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

(「区分方法の変更」の事例による説明)

拠点	各拠点で運営している事業
A里	介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。
B 📆	「保育所」(「地域子育て支援拠点事業」若し〈は「一時預かり事業」を実施している場合は、保育所と同一のサービス区分とすることができる。)
Cの家	「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。
D苑	障害者自立支援法に基づ〈「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。 また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。
Eホーム	「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。

参考4 - 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→ 現行基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別 積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。 そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定 時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

→ 基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→ 現行基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還 補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・ 設備整備補助に相当するため、追加するものとする。

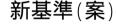
参考4 - 引当金の範囲

引当金については、現行の会計基準では、 徴収不能引当金、 賞与引当金、 退職給与引当金のほかに、 その他の引当金が認められていた。 しかし、上記 その他の引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は 徴収不能引当金、 賞与引当金、 退職給付引当金の3種類とする。

現行基準

【引当金の種類】

徴収不能引当金 賞与引当金 退職給与引当金 その他の引当金



【引当金の種類】

徴収不能引当金 賞与引当金 退職給付引当金

参考4- 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、 財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、例えば 以下の会計手法を導入する。

(ア)1年基準(ワン・イヤー・ルール)

→ 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金·支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準

(イ)金融商品の時価会計

→ 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法

(ウ)リース会計

→ 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、 リース債務を負債として財務諸表に計上する手法

(工)退職給付会計

→ 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する 手法

(オ)減損会計

→ 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法

(力)税効果会計

→ 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4 - 退職共済制度の取扱いの明確化

福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。

都道府県等の実施する退職共済制度は、約定の金額を退職給付引当金に計上する方法のほか、 簡便な処理方法を明示する。

法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

現行会計処理方法

福祉医療機構の退職共済制度

掛金を費用処理。

都道府県等の実施する制度

退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。

新基準(案)

福祉医療機構の退職共済制度

掛金を費用処理(変更なし)。

都道府県等の実施する制度

- ア 約定の金額を退職給付引当金に計上する。
- イ 期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、同額を退職給付引当資産とする。
- ウ 法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金とする方法。

採用している退職手当制度

従来、注記なし。



採用している退職給付制度

財務諸表の注記に明示。

参考4 - 共同募金配分金等の取扱い

共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。

受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、**従前と同じ〈寄附金として処理**を行うものとする。

(注)共同募金配分金等については、現行基準では取扱いが明示されておらず、 指導指針では 一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、 受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

指導指針

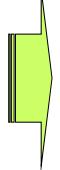
【共同募金配分金等の取扱い】

一般配分金: 寄附金として処理

特別配分金:明記なし

受配者指定寄附金: 寄附金として

処理



新基準(案)

【共同募金配分金等の取扱い】

一般配分金: **民間団体からの助成金と**

同様の処理

特別配分金: 民間団体からの助成金と

同様の処理

受配者指定寄附金:寄附金として処理

既存通知の取扱いの方向性

(1)移行期間終了をもって廃止の方向

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
 - (平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
 - (平成12年2月17日付け社援施第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」 (平成12年2月17日付け社援施第8号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 4 「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」 (昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について (平成12年12月19日付け社援施第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 6 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援発第555号 社会・援護局長通知)
- 7 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」 (平成13年3月29日付け社援保発第23号・障障発第12号・障精発第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 8 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」 (平成12年2月17日付け社援施第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2)社会福祉法人以外の事業者に適用されるものとして存続する方向

- 1 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」 (平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 2 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 3 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」 (平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 4 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」 (平成18年10月2日付け社援発第1002001号 社会・援護局長通知)
- 5「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」 (平成19年7月31日付け障障発第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)